

介護保険負担限度額認定申請のチェックリスト

【対象者の判定要件】

- ☆ 本人世帯非課税(別世帯の配偶者も含む。)であること
- ☆ 預貯金等が利用者負担段階の要件をみtasこと※要件については裏面をご参照ください

1. 介護保険負担限度額認定申請書

- 記入もれはありませんか。
- 配偶者に関する事項は記入されていますか。
- 本人以外の方が申請する場合には、「申請者氏名等」の欄に記入してください。
- 受給している非課税年金がある場合、該当に○をしてください。

《注意事項》

* 成年後見人等が申請する場合は、申請書の「申請者氏名等」の欄に記入の上、本人の代理である旨がわかる登記事項証明書等を添付してください。

2. 同意書

- 記入もれはありませんか。
(記入がない場合は申請を受け付けることができません。)

3. 収入申告書(同意書裏面)

- 本人及び配偶者の預貯金額は、自己申告です。通帳等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- 夫婦ともに軽減を受けようとする方は、それぞれの申請書に夫婦2人分の書類を添付してください。
- 添付書類

対象となる資産の書類	必要な書類
預貯金(普通・定期)	お持ちのすべての口座について、通帳を最新の状態まで記帳し、下の①～③の写しを添付してください。 ①銀行名・支店・口座番号・名義のわかるページ(通帳表紙の裏面等) ②口座残高の記載ページと申請日から2か月前までの出入金がかかるページ(年金の受給がわかるページ) ③定期預金の残高がわかるページ ※通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写し
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀(積立購入を含む)などの貴金属※購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等との口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金(タンス預金)	申請書にその額を記載する
負債	借用証書等の写し

【問い合わせ先】 下松市 高齢福祉課 介護保険係 45-1831

施設サービス等を利用した場合の利用者負担

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及びショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用する場合、所得段階に応じた負担限度額を設けることにより、居住費・食費の利用者負担を軽減します。

施設サービス等を利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・居住費等・食費・日常生活費を利用者が負担します。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の中で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

●基準費用額（1日あたり） ※令和6年8月より基準費用額が以下に変更されます。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	

※（ ）内は「介護老人福祉施設」と「短期入所生活介護」を利用した場合の金額です。

ただし、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

●負担限度額（1日あたり） ※令和6年8月より居住費等の負担限度額が以下に変更されます。

利用者負担段階		預貯金等の資産の状況	居住費等				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
		単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
		単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。